

只見町浄化槽設備修繕費補助金交付要綱

令和4年3月4日只見町訓令第6号

(趣旨)

第1条 町は、浄化槽の適正な機能を維持することで、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境及び公衆衛生の継続的な保全を図るため、浄化槽の本体又は附帯設備を修繕した管理者に対して、修繕に要した費用の一部を補助することとし、補助金の交付については、只見町補助金等の交付等に関する規則（平成12年3月30日規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するし尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽であって、法第4条第1項に規定する構造基準に適合するものをいう。
- (2) 浄化槽管理者 法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。
- (3) 専用住宅 居住を目的とした住宅又は店舗等を併用した住宅で、専ら居住の用に供する部分が延床面積の2分の1以上であるものをいう。
- (4) 修繕 浄化槽本体、槽内仕切板及びブロワ、並びに管きょ（流入、放流管）等の修繕をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助を受けることができる専用住宅の浄化槽管理者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 町内の農業集落排水施設処理対象区域以外の区域に浄化槽を設置していること。
- (2) 当該浄化槽管理者又はその配偶者若しくは親族その他が設置場所に住所を有すること。
- (3) 概ね1年以内に浄化槽法第11条に基づく法定検査を受けていること。
- (4) 概ね1年以内に浄化槽法第10条第1項に基づく保守点検及び清掃を実施していること。
- (5) 町税を完納していること。

(補助金対象経費及び補助率)

第4条 補助金は予算の範囲内とし、交付の対象となるのは、2万円以上の修繕に係る経費とする。

2 補助率は、補助対象経費の3分の2とし、限度額は15万円とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。

(交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、

補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 修繕内容を明示した書類及び修繕の見積書の写し
 - (2) 法定検査結果書の写し（最新のもの）
 - (3) 保守点検業者による点検記録簿
 - (4) 賃借人によっては賃貸が分かる書類及び修繕を認める賃貸人の承諾書
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- （交付の決定及び通知書類）

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその適否を審査するものとする。

2 規則第7条の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとし、補助金を交付すると決定した者に対して通知し、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

（変更承認）

第7条 前条の規定により、補助金交付決定を受けた者が補助金申請内容を変更するときは、補助金変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、補助金変更承認決定通知書（様式第5号）にて町長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、補助金実績報告書（様式第6号）によるものとし、補助対象者は、事業が完了したときは、次の書類を添えて、工事を完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった年度の3月15日のいずれか早い期日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽の修繕に係る領収書の写し
- (2) 工事写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の交付額の確定を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第11条 町長は、補助金を交付された者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第3条に規定する補助対象の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金交付決定を取消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、補助金の返還を命ずることができる。

(状況の確認)

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じて浄化槽の修繕工事の状況を確認することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。